

「綾川上流緑の回廊」の設定方針の改正【新旧対照表】

改正後	現行
<p>1 「緑の回廊」の位置及び区域</p> <p>(1) 設定の目的 【略】</p> <p>(2) 設定区域の概要 照葉樹林の分布及び保護林の設定状況から、<u>綾森林生態系保護地域</u>、<u>掃部岳生物群集保護林</u>及び大森岳<u>生物群集</u>保護林を連結する「緑の回廊」を設定することとする。 この地域は、綾の照葉樹林の中核に位置し、ブナ科（ツブラジイ、スダジイ、マテバシイ、アカガシ、イチイガシ、アラカシなど）、クスノキ科（イヌガシ、カゴノキ、タブノキなど）を主体に、これらの樹上や岩上に生育するフウラン、セッコク、ムギランなどの着生植物や、エビネ、シュンランなどの照葉樹林に生育するラン科の自然植生が見られ、生物相も豊かである。 なお、今後、必要に応じて保護林の新設や拡充を行うとともに、将来は民有林との連携も視野に入れることとする。</p> <p>綾川上流緑の回廊</p> <p><u>綾森林生態系保護地域</u> <u>保護・管理の対象は、斜面下部にはイチイガシ、ツブラジイ、ハナガガシ、タブノキなどが、中腹部から上部にはイスノキ、ウラジロガシ、アカガシなどが優占する生物多様性豊かな照葉樹林等から成る森林生態系</u></p> <p>掃部岳<u>生物群集</u>保護林 <u>保護・管理の対象は、</u>冷温帯の落葉広葉樹林を代表するブナ林の</p>	<p>1 「緑の回廊」の位置及び区域</p> <p>(2) (1) 設定の目的 【略】</p> <p>(2) 設定区域の概要 照葉樹林の分布及び保護林の設定状況から、<u>綾の照葉樹林地域で北に位置する掃部岳植物群落保護林と大森岳植物群落保護林</u>を連結する「緑の回廊」を設定することとする。 この地域は、綾の照葉樹林の中核に位置し、ブナ科（ツブラジイ、スダジイ、マテバシイ、アカガシ、イチイガシ、アラカシなど）、クスノキ科（イヌガシ、カゴノキ、タブノキなど）を主体に、これらの樹上や岩上に生育するフウラン、セッコク、ムギランなどの着生植物や、エビネ、シュンランなどの照葉樹林に生育するラン科の自然植生が見られ、生物相も豊かである。 なお、今後、必要に応じて保護林の新設や拡充を行うとともに、将来は民有林との連携も視野に入れることとする。</p> <p>綾川上流緑の回廊</p> <p>掃部岳植物群落保護林 掃部岳周辺の森林は、日本の暖温帯の常緑広葉樹林であるヤブ</p>

実質的南限域としての掃部岳山頂周辺のシラキ-ブナ群集、尾根や岩角地にはアケボノツツジ-ツガ群集、標高 800m 以上の雲霧帯となっているミヤマシキミ-アカガシ群集のほか、着生するコケ類・シダ類など

#### 大森岳生物群集保護林

保護・管理の対象は、標高差のある斜面に沿って、ルリミノキ-イチイガシ群集、イスノキ-ウラジロガシ群集、海拔 650m 以上稜線部のコガクウツギ-モミ群集、山頂付近のイヌシデ、アカシデ、ウリハダカエデ、アオダモ等の落葉広葉樹林や山地渓谷部のサワグルミやカツラが優占する森林のほか、空中湿度の高い渓谷沿いや雲霧帯の中にある主要尾根部周辺の大径木での着生植物や地生ランなど

#### (3) 区域の設定に当たっての考え方

##### ア ルートの選定

【略】

##### イ 着目する野生生物種

(ア) 着目する野生生物種については、キーストーン種のニホンカモシカや生息確認されているクマタカなどの上位性の猛禽類など、別添「評価項目」とおり多様な生物種を対象とする。特に、緑の回廊の設定後において後発的に実施する林地開発行為等が、当該緑の回廊の区域に掛かる場合にあっては、同評価項

ツバキクラスの森林の中に、冷温帯の落葉広葉樹林を代表するブナ林の実質的南限域としての掃部岳山頂周辺のシラキ-ブナ群集、尾根や岩角地にはアケボノツツジ-ツガ群集、標高 800m 以上の雲霧帯におけるミヤマシキミ-アカガシ群集及びそれに着生するコケ類・シダ類がみられるなど西日本の自然を代表する極めて重要な自然生態系を保存する。

#### 大森岳植物群落保護林

大森岳周辺の森林は、日本の暖温帯の常緑広葉樹林であるヤブツバキクラスを大面積に残す地域で、上部からコガクウツギ-モミ群集、イスノキ-ウラジロガシ群集、ルリミノキ-イチイガシ群集と移行し、アラカシ林やホソバタブ林の他、ブナ林要素のサワグルミやカツラの優占する林分、イヌブナの混生するカシ林、ハナガガシの優占する林分等様々なタイプの森林植生や多くの照葉樹林構成要素の種が見られ多様性に富んでいる。また、降水量、気温との関係で空中湿度及び土壌含水率が高く、その結果他の森林では見られないほどフウラン、ナゴランなどの多様な着生植物や林床植物が生育するなど、暖温帯モンスーン域の照葉樹林として西日本の自然を代表する極めて重要な自然生態系を一体的に保存する。

#### (3) 区域の設定に当たっての考え方

##### ア ルートの選定

【略】

##### イ 着目する野生動植物

多様な生物種を対象とすることとし、特に当該地域においては、モニタリングを実施する中で、森林性哺乳類の着目種を設定することとする。

なお、クマタカ等の猛禽類については、営巣区域が確認された場合は、その適切な取扱いを検討することとする。

目のうち「環境影響評価手続等において確認すべきこと」に掲げる事項等に留意する。

なお、生息区域の拡大・生息密度の高まりにより生態系への悪影響が懸念されるニホンジカについても当面着目する。

(イ) 今後、当該区域の指標生物として適した分類群やモニタリング手法が開発された場合や、天然林への誘導を図る人工林等において樹種の多様化や階層の複雑化に伴い新たに出現・定着傾向が見られた種があった場合等は着目種の設定を検討する。

ウ 幅と長さ

緑の回廊としての幅に関する知見が不十分であることから、当面、野生動植物の生息・生育地の拡大と相互交流を促すよう照葉樹林へ復元する区域を設定することとする。

また、当該緑の回廊の設定後において後発的に実施する林地開発行為等が、当該緑の回廊の区域に掛かる場合にあつては、野生生物の移動経路の分断を確実に避けるとともに、当該生態系の連続性を維持するために必要な幅と長さ（規模、形状等）を確実に確保するものとする。

エ 「緑の回廊」に設定する林小班

【略】

2 「緑の回廊」の維持・整備に関する事項

【略】

(1) ～ (2) 【略】

3 「緑の回廊」の管理に関する事項

(1) 管理に関する事項

ア～イ 【略】

ウ 林地開発行為等への対応

ウ 幅と長さ

緑の回廊としての幅に関する知見が不十分であることから、当面、野生動植物の、生息・生育地の拡大と相互交流を促すよう照葉樹林へ復元する区域を設定することとする。

エ 「緑の回廊」に設定する林小班

【略】

2 「緑の回廊」の維持・整備に関する事項

【略】

(1) ～ (2) 【略】

3 「緑の回廊」の管理に関する事項

(1) 管理に関する事項

ア～イ 【略】

ウ 林地開発の規制

設定趣旨を十分に踏まえ、慎重に対応する。ただし、公用、公共用など公益性の高いものについては、上記1の(3)のイ「着目する野生生物種」及び同ウ「幅と長さ」における内容を十分に考慮し、当該緑の回廊への影響度合いや野生生物の移動経路の確保などを総合的に検討して対応する。

エ 自然教育・体験の場としての活用  
【略】

(2) 施設の整備に関する事項  
【略】

4 「緑の回廊」のモニタリングに関する事項  
「緑の回廊」の整備や管理等を適切に行うため、野生生物の生息・生育及び移動状況や森林施業との関係などを把握する、次のようなモニタリングを実施することとする。

(1)～(2) 【略】

(3) その他

林地開発行為等における工事の実施中及び供用開始後において、開発行為をした者が行う事後調査の結果等を確認するとともに、長期的なモニタリングを継続して実施するものとする。

5 その他の留意事項  
(1)～(2) 【略】

(3) その他

モニタリングの結果や公益上の理由等により区域の変更等が必要になった場合は、保護林管理委員会の意見を聴取し適切に行う。特に、林地開発行為等に対応するものとして区域の変更等を行う場合にあっては、森林生態系の連続性を維持することについて十分に配慮するものとする。

「緑の回廊」については、原則として林地の開発は行わないこととする。

ただし、公用、公共用など公益性の高いものについては、関係機関等と協議の上慎重に対応することとする。

エ 自然教育・体験の場としての活用  
【略】

(2) 施設の整備に関する事項  
【略】

4 「緑の回廊」のモニタリングに関する事項  
「緑の回廊」の整備や管理等を適切に行うため、野生生物の生息・生育及び移動状況や森林施業との関係などを把握する、次のようなモニタリングを実施することとする。

(1)～(2) 【略】

5 その他の留意事項  
(1)～(2) 【略】

(3) 区域の変更等

モニタリングの結果や公益上の理由等により区域の変更等が必要になった場合は、速やかに変更等を行うこととし、規模が大きい場合には、設定の手続きに準じて行うこととする。

附則 この設定方針は、令和4年12月26日から施行する。